

被扶養者認定に必要な添付書類一覧

被扶養対象者の状況		添付書類	備考
退職した	雇用保険に加入していた場合	失業等給付を受給しない人	離職票(写) ※受給権のある方で受給しない方は受給しない旨の申立書が必要
		失業等給付を受給延長する人	離職票(写)または受給期間延長通知書(写)
		失業等給付の受給が待機中の人	離職票(写)または雇用保険受給資格者証(写)
		失業等給付の受給が終了した人	支給終了印のある雇用保険受給資格者証(写)
	雇用保険に加入していなかった場合	退職証明書(写)または健康保険資格喪失証明書(写)	
現在働いている人		給与明細書(写)または雇用契約書(写)	・給与明細書(写)は連続する直近3ヶ月分 ・収入見込額証明書(勤務先発行)は12ヶ月分
個人事業を廃業した人		個人事業の廃業届出書(写)	
個人事業を営んでいる人		確定申告書(写)および収支内訳書(写)	
学生(大学院、大学、短大、高専、海外留学、予備校、各種専門学校)		学生証(写)または在学証明書(写)	高校生以下は不要 学生の範囲：全日制・通年コースの学生
上記のいずれにも該当しない人 (過去1年間無職の人)		所得証明書または非課税証明書	
同居していることが条件の人 ※配偶者(内縁でもよい)、子、孫、弟妹、および被保険者の父母、祖父母などの直系尊属以外の人		世帯全員の住民票	兄弟の同居要件は、平成28年10月1日より撤廃される予定です。
同居を開始した人		世帯全員の住民票	
被保険者と姓が違う人		世帯全員の住民票	
養子縁組の場合		戸籍謄(抄)本	
外国人の場合		住民票、在留カードなど	
別居している場合(被保険者の単身赴任、家族が学生の場合の下宿は除く)		仕送り証明(銀行振込控(写)／現金書留控(写)等)	
不動産賃貸、配当金等の継続的な収入がある場合		確定申告書(写)および収支内訳書(写)又はその収入がわかるもの	
年金または恩給(公的／私的)を受給している場合		年金額のわかる直近の年金振込通知書(写)または年金証書(写)など	厚生年金、国民年金、共済年金、遺族年金、各種恩給、企業年金 他
身体に障害がある場合		年金額のわかる直近の障害年金振込通知書(写)または障害年金証書(写)など	

※ 生計維持関係を明確にするために、上記以外の書類の提出をお願いすることがあります。